## 平成31年度【県】への要望書

団 体 名

全日本不動産政治連盟神奈川県本部

県庁(部局等)		企業局水道部経営課	
件	名	水道局納金について	
○印を付けて下さい		さい	新 規

## 要望内容

## 水道局納金について

(別紙参照:給水装置工事申込に係る『加入金』について)

神奈川県は、新規に水道利用開始の場合、添付資料記載の給水装置工事申込による『加入金』費用が発生しますが、東京都ではこの費用が発生しません。東京都同様(但し、羽村市・武蔵野市・昭島市・離島は東京都管轄外)に無料として頂きたく要望いたします。

お客様が購入した土地に、水道メーターの設置が無い土地(主に新規に分譲された土地)の場合、購入されたお客様が、建物建築の際に負担して水道利用加入金を支払っている現状です。

徴収する理由も添付資料の上段にありますが、お客様の負担が軽減できるので、無料にして頂けることを要望いたします。